

グランドハイメディック倶楽部細則 新旧対比表

※下線は変更部分を示します。

2017年3月1日

現細則	改正後細則
<p>(休会制度) 現在記載なし</p>	<p><u>第8条(休会制度)</u> <u>1.入会から2年以上経過し、その間、年会費の滞納がない会員は所定事項記載の上、会社の指定する証明書類を添付して申請することによって次の各号のいずれかに該当することを証明し、かつ会社の承認を得た場合は、休会制度を利用できるものとします。</u> <u>①疾病等による長期入院、長期自宅療養</u> <u>②長期の国内外出張等</u> <u>③出産前後、育児、介護</u> <u>④会員登録所在地が自然災害により被災した場合</u> 2.休会期間中は新たな年会費は発生しないものとしますが、細則3条のメディカルサービス(医療相談サービス、24時間医療情報提供サービス等すべて)はご利用できなくなります。また、償却保証金がある会員は、休会中も保証金は償却されます。休会期間も契約期間に算入されます。 3.休会の期間は会社の承認から1年間とします</p>
<p>第8条(会報誌) 会社は会員に会報誌を発行します。</p>	<p>第9条(会報誌) 会社は会員に会報誌を発行します。</p>